

中央大学 通信教育部 学生会 千葉支部 (船橋法律学習会) 規約

第1条 (目的)

本会は、法律学と、それに関連する一般教養科目等の学習を通じて、会員の一人一人が教養を深めることを目指すと共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2条 (活動)

前条の目的を達するため、本会は以下の活動を行なう。

- 一 原則として、毎月、大学教員・弁護士等を招き、法律学ならびに一般教養科目等の学習会を行なう。
- 二 親睦会など、本会の趣旨に相応しい行事を適時に行う。

第3条 (会員)

本会は、可能な限り開かれた会務運営を目指し、入会及び退会には、第9条の規定に該当する場合を除き、制限を設けない。

第4条 (会費)

- ① 本会の会費は、各行事ごとの参加費用のみとし、それ以外には、会員に対して入会金・月謝・年会費その他の金銭の負担は原則として課さない。
- ② 会費の額は、各行事ごとに運営費や参加人数などを勘案して、適宜決定する。
- ③ 徴収した会費は、講師の謝礼・会場費・通信費などの会務以外の目的には支出することができない。

第5条 (役員)

- ① 本会には、役員として会長(支部長)・会計係・会計監査係、各1名を置く。
- ② 本会には、必要に応じて、広報係(白門係)や学習会係など、適宜の役員を置くことができる。

- ③ 事情により、役員は兼任することを妨げない。但し、会計係と会計監査係だけは、兼任できないものとする。
- ④ 役員は、毎年度ごとに総会の決議によって選任する。

第6条 (役員の仕事)

- ① 会長は、本会を代表すると共に、これを統轄する責任を負う。
- ② 会計係は、本会の財産を管理する責任を負う。
- ③ 会計監査係は、会計係の職務執行を監査する責任を負う。

第7条 (総会)

- ① 本会は、役員を選任や規約の改正その他の決議をするために、毎年2月に定時総会を開催する。
- ② 前項に定めるほか、必要に応じて、会長は随時に臨時総会を開催することができる。
- ③ 総会の決議は、出席者の多数決によって行なう。

第8条 (禁止事項)

本会の活動において、会員は下記の行為を行なってはならない。

- 一 政治的活動および宗教的活動。
- 二 講師や他の会員の迷惑となるような、自分勝手な発言や乱暴な行為。
- 三 会場とする施設の使用規則に違反するなど、本会の外部に対して迷惑を及ぼす行為。
- 四 その他、著しく社会人としての良識に欠ける行為。

第9条 (強制退会)

前条の規定に違反する会員に対しては、本会は総会の決議を以って退会を求めることができる。